

## 大工育成塾

### 目次

<a href="#">大工育成塾</a>	<a href="#">1</a>
<a href="#">地域優良賃貸住宅説明会及び街なか居住推進事業説明会案内</a>	<a href="#">2</a>
<a href="#">定期報告制度</a>	<a href="#">3~4</a>
<a href="#">住宅の省エネ改修促進税制の創設</a>	<a href="#">5</a>
<a href="#">住まいのリフォームコンクール</a>	<a href="#">6</a>
<a href="#">H20年4月新設着工統計</a>	<a href="#">7</a>

### — 平成21年度「大工育成塾」第7期塾生募集要項 —

#### [募集人員]

各年度、100名を募集します。入塾は毎年4月となります。

#### [応募資格]

木造軸組住宅に関する大工技術・技能の継承を志す者で、下記の全てに該当するもの。性別は問いません。入塾者の選考は、適正試験及び面接等によって行われます。

1. 原則として入塾時の年齢が18歳以上満23歳以下であること。
2. 木造軸組住宅の木工事の実務経験がない、もしくは原則として実務経験が2年以下であること。
3. 健康であること。

未成年者の場合は、親が入塾に同意していること。

#### [応募手続]

入塾を希望される方は、[平成21年度入塾説明会申込書\(PDF\)](#)に氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、学歴、入塾を志望する理由、大工育成塾をどこで知ったか及び入塾希望塾を明記の上、指定の送付先まで郵便又はFAXにて説明会出席の申込みを行ってください。正式な入塾出願は、説明会開催後に行っていただきます。

#### [説明会申込み締切]

平成20年7月22日(火)

#### [授業料]

1年次 50万円      2年次 40万円      3年次 30万円

平成21年度塾生募集要項・入塾説明会申込書(PDFファイル)ダウンロード

[http://www.hic.or.jp/daiku/\\_pdf/H21\\_students.pdf](http://www.hic.or.jp/daiku/_pdf/H21_students.pdf)

福岡県ゆとりある住まいづくり協議会

〒812-8577

福岡市博多区東公園7-7  
福岡県建築都市部住宅計画課内

TEL 092-643-3732

FAX 092-643-3737

E-mail [sumaikyo-1952@fukuoka.email.ne.jp](mailto:sumaikyo-1952@fukuoka.email.ne.jp)



# 地域優良賃貸住宅説明会 及び 街なか居住推進事業説明会案内

福岡県では、子育て世帯、高齢者世帯又は障害者世帯の居住の安定、及び街なかへの居住推進を図るため、一定の基準を満たした賃貸住宅に対して建設費の補助を行っています。

賃貸住宅の建設を検討されている事業者の方を対象に説明会を下記のとおり実施いたします。

## 制度の概要

- 地域優良賃貸住宅制度は、子育て世帯等の居住の安定を図るため、一定の基準を満たした賃貸住宅に建設費の一部を補助する制度です。
- 街なか居住推進事業は、街なかへの居住を推進するために街なかに建設される一定の基準を満たした賃貸住宅に建設費の一部を補助するものです。

## 日程

日 時： 平成20年7月11日 金曜日

13時30分から16時(予定)

場 所： 吉塚合同庁舎603A

福岡市博多区吉塚本町13-50

定 員： 100人程度

申込期間： 平成20年6月2日月曜日から6月30日月曜日まで

[説明会の概要について](#)(PDFファイル 13.52KB)

## 申込方法

福岡県庁ホームページ又は携帯サイトから直接お申し込みいただくか、別紙の申込書にご記入していただきFAXにてお申し込みください。

[FAX申込用紙](#)(PDFファイル 26.09KB)

平成20年4月1日から 建築基準法第12条に基づく

## 定期報告制度が変わりました

定期報告制度は、建築物や昇降機などの定期的な調査・検査の結果を報告することを所有者・管理者に義務づけることにより、建築物の安全性を確保することを目的としています。

### 定期報告は所有者・管理者に課された義務です

建築基準法では、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物（遊戯施設などの工作物を含みます。）の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない（第8条第1項）とされています。さらに、特定行政庁が指定する建築物（昇降機などの建築設備や遊戯施設などの工作物も含みます。）の所有者・管理者は、定期的に、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁に報告しなければなりません（法第12条第1項及び第3項）。

つまり、適切に維持管理するとともに、定期的な調査・検査の結果を特定行政庁に報告することは、所有者・管理者に課された義務であり、定期報告をすべきであるのにしなかったり、虚偽の報告を行った場合は、罰則の対象（百万円以下の罰金）となります。

### 日常の維持保全や定期調査・検査を怠ると・・・



外壁の落下により思わぬ事故が発生し社会的な責任も問われる場合があります。



火災や地震等で停電した場合、思わぬケガやパニックを引き起こす場合があります。



エレベーターの中に閉じこめられるなどの思わぬ事故が発生するおそれがあります。

イラスト©高信太郎

### 専門技術者による適切な調査・検査が重要です

専門技術を有する資格者が調査・検査を適切に行わなければ、思わぬ事故につながり、社会的責任を問われる可能性があります。建築物の安全性を確保するためには、調査者・検査者が調査・検査を適切に行うとともに、所有者等に対して維持保全のアドバイスを行うことを心がけることが重要です。

近年、定期報告が適切に行われていなかったことが一因と思われる建築物や昇降機などの事故が多発していることから、定期報告制度を見直すこととなりました。

### 相次ぐ事故の発生

平成18年6月の東京都内の公共賃貸住宅のエレベーターにおける死亡事故、平成19年4月の東京都内の複合ビルのエレベーターにおける発煙事故、同年5月の大阪府内の遊園地のコースターにおける死亡事故、同年6月の東京都内の雑居ビルにおける広告板落下事故等、建築物や昇降機などに関する事故が相次ぎ発生し、この中には、建築物や昇降機などの安全性の確保にとって重要な日常の維持保全や定期報告が適切に行われていなかったことが事故の一因と見られるものがありました。

一方で、たとえば、遊戯施設の検査標準(JIS A1701)には、コースターの車輪軸について年1回以上の探傷試験が義務づけられていますが、建築基準法令上の位置づけがあいまいであるとの指摘がありました。

#### 定期報告の調査・検査の項目、方法、判定基準を法令上明確にします。

定期調査・検査の項目、方法、是正の必要の要否の判定基準を、①特殊建築物(劇場、映画館、病院、ホテル、共同住宅、学校、百貨店等で一定規模以上のもの)、②昇降機(エレベーター、エスカレーター及び小荷物専用昇降機)、③遊戯施設(コースター、観覧車、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、ウォータースライド等)及び④建築設備等(換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、給水設備及び排水設備について、それぞれ決めました。

#### 調査・検査の結果の判定基準

要是正	修理や部品の交換等により是正することが必要な状態であり、所有者等に対して是正をうながすものであり、報告を受けた特定行政庁は、所有者等が速やかに是正する意志がない等の場合に必要に応じて是正状況の報告聴取や是正命令を行うこととなります。
要重点点検	次回の調査・検査までに「要是正」に至るおそれが高い状態であり、所有者等に対して日常の保守点検において重点的に点検するとともに、要是正の状態に至った場合は速やかに対応することをうながすものです。
指摘無し	要重点点検及び要是正に該当しないものです。 ※なお、要是正及び要重点点検に該当しない場合にあっても、特記事項として注意をうながすこともあります。

(注)要重点点検は、昇降機及び遊戯施設の一部の検査項目にあります。

#### 報告内容を充実します。

定期報告を受けた特定行政庁が適切な措置を講じやすくするため、**昇降機と遊戯施設で同じ様式の報告書を用いることとなっていたものを分け**、調査・検査結果表の添付を義務づけるとともに、その中で**検査項目ごとの担当調査・検査資格者や調査・検査を代表する立場の資格者を明確にすることとし**、**調査・検査の結果、「要是正」や「要重点点検」と判定された項目に対する改善策の具体的内容等、前回の調査・検査以降に発生した不具合について報告することとしました**(閲覧対象となる概要書も同様)。

# 住宅の省エネ改修促進税制の創設

地球温暖化防止に向けて家庭部門のCO2排出量の削減を図るため、既存住宅において省エネ改修工事を行った場合の所得税及び固定資産税の特例措置（「住宅の省エネ改修促進税制」）を創設しました。

本税制は、例えば窓の二重サッシ化や、天井、壁、床に適切な量の断熱材を入れる工事など、熱の損失の防止を図ることにより住宅におけるエネルギーの使用の合理化に資する工事を対象としております。

## ○固定資産税額の減額措置

平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、平成20年1月1日以前から所在している住宅（賃貸住宅を除く。）について、省エネ改修工事を行った場合、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税額（120㎡相当分までに限る。）を3分の1減額します。

## ○所得税額の特別控除

居住者が自己の居住の用に供する家屋について省エネ改修工事を含む増改築等工事を行った場合で、平成20年4月1日から平成20年12月31日までの間に居住の用に供した場合、現行の住宅リフォーム・ローン減税制度と、新設される同制度の特例（以下単に「省エネ改修促進税制」という。）制度を選択することができます。さらに、省エネ改修工事のうち特定の基準を満たす特定の省エネ改修工事を行った場合は、省エネ改修促進税制を選択すると、当該特定の省エネ改修工事の部分に係る借入金（200万円まで）について、2%の控除率が適用されます。

詳細はこちら <http://www.mlit.go.jp/common/000013833.pdf>

解説はこちら [財団法人建築環境・省エネルギー機構](#)



# 住まいのリフォームコンクール

本コンクールは、全国各地で施工された住宅リフォームの事例を募り、優秀な設計者・施工者を表彰し、これを消費者や事業者に広く紹介することにより、住宅リフォームの普及促進とリフォームの水準向上を図ることを目的としています。

サステナブル社会の実現が地球規模の課題となる中、本格的な少子高齢社会、人口・世帯数減少社会の到来を目前に控え、地球環境への配慮や暮らしの安全・安心の確保が強く求められており、既存住宅ストックの適切な維持管理や改善を推進することが特に重要となっています。住生活基本法の規定により、「いいものを作って、きちんと手入れをして、長く大切に使う」ストック重視の考え方が明確に示され、住宅リフォームの果たすべき役割には大きな期待が寄せられています。

## 応募条件

### (1) 要項

応募者は応募作品の物件の設計者または施工者とします。設計者と施工者が異なる場合は、両者の連名で応募してください。必ず、住宅の所有者等の同意を得たうえで応募してください。

### (2) 対象

平成18年7月から平成20年6月の間に、リフォーム工事が完了した住宅(国内にあるもの)を対象とします。

### (3) 部門

- ① 総合部門 . . . . . ②～④の複数の部門にわたるもの
- ② 居室部門 . . . . . 居室、食堂、寝室、書斎、子供室、玄関、廊下、階段 等
- ③ 水回り部門 . . . . . 台所、浴室、便所、洗面所 等
- ④ エクステリア部門 . . . . . 外壁、屋根、窓、外観、車庫、ベランダ、門、塀 等
- ⑤ マンション共用部門 . . . . . マンションの共用部分にかかるもの

### (4) 特に配慮した住宅性能等について

「耐震」「省エネルギー」「バリアフリー」「防犯」等、特に配慮した住宅性能や新技術の活用、地球環境への配慮等、リフォームの特色として特筆すべき事項がある場合は、応募用紙に具体的に記入してください。

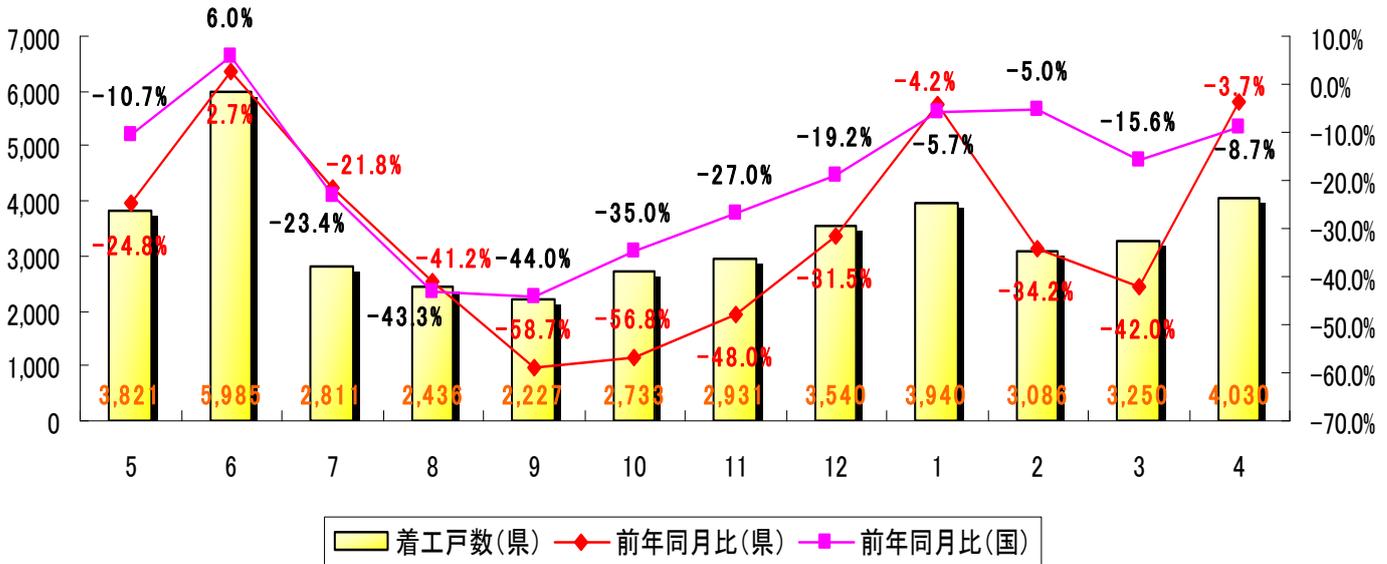
## 応募方法

ホームページよりダウンロード、または郵便振替による取り寄せ

**募集締切 6月30日(月)必着**

詳細はこちら [財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター](#)

# 平成20年4月新設住宅着工統計



## 4月の新設着工戸数

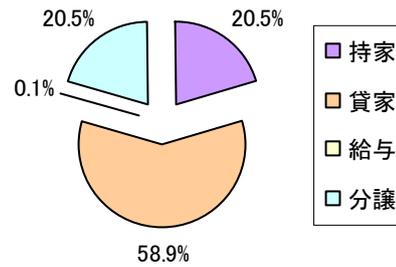
福岡県の4月の着工統計は、総新設住宅戸数は4,030戸、前年度比-3.7%と前年度同月戸数を下回りました。

利用関係別では、持ち家系(持ち家と分譲住宅を足したものは)1,652戸、前年度比で-4.1%、貸家系(貸家と給与住宅を足したものは)2,378戸、前年度比で-3.3%といずれも前年度を下回る戸数となっています。

また、全国の統計では、総新設住宅戸数は97,930戸、前年度比で-8.7%で前年度同月戸数を下回りました。

持ち家系では58,322戸、前年計比で-9.2%、貸家系で39,608戸、前年計比-7.9%といずれも減少となっています。

平成20年4月利用関係別割合(県)



## 利用関係別新設戸数前年同月比

